

12/14
福井

伊方原発差し止め決定

四国電力伊方原発3号機(愛媛県)の運転差し止めを求め、広島市の住民らが求めた仮処分即時抗告審で、広島高裁は運転差し止めを命じる決定を下した。

再稼働や運転を禁じる高裁段階の判断は初めてだ。

東京電力福島第1原発事故から6年9カ月。全国の裁判所で審理中の仮処分や集団訴訟は30件以上。世論調査でも過半数が脱原発を求めており、再稼働に傾斜する国の原子力政策や経営改善に走る電力会社に大きな打撃となろう。

仮処分は直ちに効力が生じるため、四国電は決定が

覆らない限り運転再開ができない。原子力規制委員会が定めた厳しい新規基準をクリアしても司法が待つたを掛けたケースは、2015年4月の関西電力高浜原発3、4号機に対する福井地裁と16年3月の大津地裁決定の2例がある。

る火山灰などが原発に与える影響の評価だ。火山とは伊方原発から約130キロ離れた阿蘇カルデラを示す。原発事故後、規制委は、活動の可能性が否定できない火山が原発から半径160キロ以内にある場合、必要に応じ対策を求め

想定は「過小である」と判断。規制委の適合判断を「不合理」と断じた。住民側は、基準地震動に関する四国電の算出は南海トラフ巨大地震や近くの断層帯の影響を過小評価していると主張したが、高裁は基準地震動を含め、他の争

約がある」などとして、運転停止期間を来年9月30日までとした点も仮処分の性格を示すものといえる。広島高裁の野々上友之裁判長は今年定年。09年、一連の原発認定訴訟で初めて国に賠償責任を命じた。被爆地広島で原発を止めたことと無関係であろうか。

広域避難計画の影響必至

全国で相次ぐ住民による運転差し止めの申し立ては広域の様相を見せ、原発に厳しい判断を示す裁判長を求めての動きも出ている。

「火山影響評価ガイド」を定めている。規制委は火砕流が原発に到達する可能性は十分小さいと評価し再稼働を容認した。

点については「規制委の適合性判断に合理性がある」とした。科学的、技術的判断を避けた可能性もある。

伊方原発は1992年の行政訴訟で、最高裁が安全性に専門技術的な判断に基づく国に広い裁量権を与えたことで知られる。「証拠調べの手続きに制

今回の抗告審で争点となったのは、新規制基準の合理性▽基準地震動(耐震設計の目安とする揺れ)の合理性▽近隣の火山噴火によ

これに対し高裁は、約9万年前に発生した噴火で火砕流が原発敷地内に到達した可能性は十分小さいとはいえないとして、四国電の

行政訴訟で、最高裁が安全性に専門技術的な判断に基づく国に広い裁量権を与えたことで知られる。「証拠調べの手続きに制

は半徑70キロ圏に当たる滋賀県の住民だった。さらなる範囲の拡大は、原発事故を想定した広域避難計画の策定や有効性の客観評価に影響を与えそうだ。